

Title	清華簡『封許之命』の基礎的検討
Author(s)	草野, 友子
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2019, 53, p. 1-15
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81474
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

清華簡『封許之命』の基礎的検討

草野 友子

キーワード…清華簡／『封許之命』／冊命

二〇一五年四月に出版された『清華大学蔵戦国竹簡（伍）』（清華大学出土文献研究与保護中心編・李学勤主編、中西書局）には、『厚父』『封許之命』『命訓』『湯処於湯丘』『湯在啻門』『殷高宗問於三寿』の六篇が収録されている。そのうちの一篇、『封許之命』は周初の許国封建に関する文献であり、『尚書』の佚篇ではないかと見られている。本稿では、『封許之命』の釈読を試み、その内容を明らかにしていきたい。

一、基礎情報

『封許之命』の整理者は李学勤氏。竹簡数はもともと全九簡であったが、現存は七簡。完簡が一簡、整簡が二簡、残簡が四簡。完簡の簡長は約四四cm、幅は〇・六五cm。簡端は平斉、三道編。満写簡は三一～三四字。竹簡の背面に

は、順序を示す番号がある。それによると、第一簡と第四簡が欠失している。第三簡・第七簡・第八簡・第九簡は上端がやや欠損しており、第三簡は冒頭一字の上部が欠損、第七簡は冒頭一字の右半分が欠損、第八簡・第九簡は文字の欠損は見られない。最終簡である第九簡には墨鉤があり、以下は留白になっている。第九簡背面の下部には篇題「許之命」が記されており、その下には墨点がある。簡文では、「文王」「武王」「上帝」「一人」が一文字で記されており、合文符号は見られないが、いずれも合文である。そのような例は、大孟鼎の銘文などにみられる。整理者による「説明」と注釈に基づいて本篇の概要をまとめると、以下の通りである。

「命」とは『書』の一つの形式であり、伝世の「書序」の中には「肆命」「原命」「説命」「旅巢命」「微子之命」「賄肅慎之命」「畢命」「罔命」「蔡仲之命」「文侯之命」などの名が挙がっているが、今の『尚書』の中には「文侯之命」一篇があるのみである。清華簡の中には『説命（傳説之命）』三篇（第三分冊所収）があり、『説命（傳説之命）』と『許之命』は「命」の性質と様相を理解するための一助となる。

『封許之命』は周初の許国封建について記し、これまでその時期は周の武王の時と見なされてきたが、簡文を見ると、はじめて許に封ぜられた君主呂丁がかつて補佐した文王・武王について、すべて諡号が用いられており、分封が成王の世であることがわかる。さらに、成王親政後、間もない頃である可能性があり、そうでなければ呂丁がかなり高齢であることになる。

呂丁は姜姓の呂氏で、名は丁、簡文によると許国をはじめて封じた君であり、斉に封ぜられた太公望呂尚（清華簡『耆夜』（第一分冊所収）では「呂上父」に作る）と関係があると見られる。許慎『説文解字』叙には「呂叔作藩、俾侯于許。」とあり、呂叔と称されている。また、「鄩（許）」の字の下には「炎帝太嶽之胤、甫侯所封、在潁川。」とある。『左伝』隠公十一年の孔穎達の疏には杜預注を引いて「許、姜姓、與齊同祖、堯四嶽伯夷之後也。周武王封其

苗裔文叔于許。」と言う。文叔は、『漢書』地理志の潁川郡許県の注では「大叔」に作り、簡文の「呂丁」と考えられるが、簡文によると封ぜられたのは実際には武王の時より遅いとされる。

また、簡文には、許に封ぜられた際の恩賞について詳しく記されていることが特徴的であり、関連する典籍や青銅器の銘文と対照することができるとは、解釈を定めるのが難しい器物も多く含まれている。

二、釈読

『封許之命』の先行研究はすでに多くあり、特に高佑仁『清華伍書類文献研究』（万巻楼図書股份有限公司、二〇一八年四月）に収録されている「封許之命」考釈¹上・中・下（二六一―五三一頁）および「結論与未来展望」第二章「封許之命」（七三四―七四二頁）では本篇の非常に詳細な訳注と解釈を提示している。ここでは、それらを参考に、以下、釈文・訓読・現代語訳を掲げる。紙幅の関係上、解釈を提示する必要があるものや問題となっている文字のみを注釈上に示す。注釈中、特に注記していない場合は、整理者の注釈に基づく。【1】内の算用数字は竹簡番号を示す。

《釈文》

……【1】¹ 雫（越）才（在）天下、古（故）天翟（勸）之乍（亡）昊（斨）、向（尚）昏（純）² 卒（厥）惠（德）、³ 雁（膺）受大命、晃（駿）尹三（四）方。則佳（惟）女（汝）呂丁、庫（肇）橐（右）⁴ 玟（文王）、⁵ 泌（毖）光⁶ 卒（厥）刺（烈）。【2】⁷ □⁸ 珮（武王）司明型（刑）、⁹ 璜（釐）¹⁰ 夙（厥）猷、¹¹ 帛（祗）事帝（上帝）。¹² 赳¹³（桓桓）不（丕）苟（敬）、¹⁴ 嚴¹⁵ 壘（將）天命。亦佳（惟）女（汝）呂丁、¹⁶ 庠（扞）¹⁷ 楠（輔）¹⁸ 珮（武王）、¹⁹ 攸（干）²⁰ 敦²¹ 殷受（紂）、²² 咸成商邑。【3】

……【4】命女（汝）侯于鄩（許）女（汝）佳（惟）整（臧）耆尔猷（虔）血（恤）王冢（家）東（簡）膀（义）
 三（四）方不矧（果）以革（勤）余人（一人）易（賜）女（汝）倉（蒼）珪（巨）桓（桓）鬯（鬯）一卣（卣）欲（路）【5】車、
 璫（璫）玕（衡）玉璽（環？）纒（纒）鈴（鈴）索（素）旂（旂）朱筭元（軌）馬三（四）匹、攸象（脅）（攸）羅
 緦（纓）鈎（鈎）雁（膺）纂（纂）紕（弁）匿（柅）贈尔薦（薦）犇（犇）廐（駟）【6】□豚（遂？）虺（兆？）龍鬻
 （鬻）・繚（繚）・翟（翟）・鈺（鈺）・考（旅？）勺（勺）・盤（監）・鑑（鑑）・鏐（鏐）・亞（亞）・周（周）（周）（周）鼎（鼎）・盤（盤）
 鉞（鉞）・銛（銛）・白（白）・急（格）】

王曰、「於（鳴）唐（呼）、丁、戒才（哉）余既監于殷【7】之不若、回（稚？）童才（茲）息（憂）杕（靡）念
 非尚（常）女（汝）亦佳（惟）泉（淑）章尔逮（慮）鬻（祗）敬尔猷、以永厚周邦、勿瀆（廢）朕命、經嗣【8】
 菓（世）苒（享）】【9】

《訓読》

……天下に越ぶ、故に天之に勧めて戮亡く、純らかなる厥の徳を尚び、大命を膺受し、駿として四方を尹す。
 則ち惟れ汝呂丁、肇め文王を右け、悉みて厥の烈を光んにす。□武王は明刑を司り、厥の猷を釐め、祇みて上帝に事
 う。桓桓として丕いに敬い、嚴びて天命に將う。亦た惟れ汝呂丁、武王を扞輔し、殷紂を干致し、咸商邑を成し、
 ……、汝に命じて許に侯せしむ。汝惟れ臧く尔の猷を著し、虔みて王家を恤い、簡いに四方を义めて矧らず、以て余
 一人を勤く。汝に蒼珪・桓鬯一卣、路車、葱衡・玉環、鸞鈴素旂、朱筭軌、馬四匹、攸象、犇、廐、羅、緦、鈎膺、纂弁、
 柅を賜う。尔に薦犇、駟（？）□遂（？）兆（？）龍鬻・繚・翟・鈺・考（旅）勺・盤・鑑・鏐・亞・周・鼎・盤（簋）
 鉞・銛・白・急（格）を贈る。」と。

王曰く、「嗚呼、丁、戒めよ。余既に殷の若わざるに監み、稚童茲を憂い、非常を念う靡し。汝亦た惟れ淑く尔の慮を章らかにし、尔の猷を祇敬し、以て永く周邦を厚くし、朕命を廢すること勿ければ、経嗣世に享けん。」と。

《現代語訳》

……天下に及ぶ、故に天はこれに勤めて厭うことなく、明らかなその(文王の)徳をたつとび、(文王は)大命を受け、すみやかに四方を正す。すなわち汝呂丁は、はじめは文王を補佐し、つつしんでその烈(立派な業績)を盛んにした。武王は明刑を司り、その謀を治め、つつしんで上帝に事えた。勇ましく大いに敬い、尊んで天命に従った。また汝呂丁は、武王を防ぎ助け、殷の紂王を討伐し、ことごとく商邑を定め、……、汝に命じて許国を諸侯に(封じ)させた。汝はよく自分の謀を至らせ、つつしんで王家を憂い、大いに四方を治めてそばに仕えず、そうして私を助けた。汝に蒼珪(青い玉器)・秬鬯一亩(黒黍と香草で作った酒一壺)、路車(天子・諸侯の乗る車)、蔥衡(衣裳の前面を蔽う服飾につける玉飾)・玉環(玉の輪)、鸞鈴素旂(車につける鈴と飾りのない旗)、朱笄軌(赤色の装飾をつけたくさび)、馬四匹、攸脅(馬のたずな・くつわ)、毳毼(毛織物)、羅纓(引き綱の装飾品)、鈎膺(鞅の金飾り)、纂弁(赤い組ひもの馬の冠)、柅(止め木)を下賜する。汝に薦彝(神に供える礼器)、すなわち戩□遂兆(？)、龍鬻(龍の紋飾がある三本足の鬻)・璉(瑚璉、黍と粟を供える時にのせる宝玉を飾った器Ⅱ簠)・鐘(水を汲む器)・鉦(盆形の容器)・旅(？)勺(ひしゃく、あるいは爵か)・盤(水器)・鑑(水器)・釜(香料を混ぜる器Ⅱ盂)・亞(酒器)・雕□(細かい模様が彫られた四角い器物)・鼎(三つの足と二つの耳のある器)・簋(穀物を盛る円形の器)・觥(一本角がある野牛に似た兕の角で作った杯、獸面の酒器)・卣(酒器)・格(器物を置く棚)を贈る。」と。

王は言った、「ああ、丁よ、戒めるように。私は既に殷が(美德に)順わなかったことに照らし合わせて(反省し)、

稚童（私）はこれを憂い、不法を（行うことを）考えない。汝はまたよく自分の思慮を明らかにし、自分の謀をつつしんで（行って）、永く周国を厚くし、わが命を廃することがなければ、後継ぎは代々（その領国を）享けて（保って）ゆくだろう。」と。

三、考察

本篇には以下のような内容が記載されている。

- ① 周の文王の事跡と、呂丁が文王を補佐したことなどを述べる。
- ② 武王の事跡と、呂丁が武王による殷討伐を補佐したことなどを述べる。
- ③ これらの功績が認められ、呂丁が許国に封ぜられたこと、そして、そこで自らの謀を至らせ、王家を憂い、四方を治め、周王（成王）のそばに仕えずに（周王朝の内部からではなく外部から）周王を助けたことを述べる。
- ④ 周王から呂丁に授けられた車馬や器物などについて述べる。
- ⑤ 封許のことは、周王から呂丁に向けられた戒めのことばで、慎んで謀を行い、永く周国を厚くし、周王の命を廃することがなければ、国を長く保ってゆけると述べる。

本篇の大部分の内容は、西周・春秋時代の青銅器の銘文によく見られる冊命の形式と同様である。冊命はもともと竹簡に書写されていたものと考えられるが、現在、竹簡に書写された西周・春秋時代の冊命は発見されておらず、非

常に珍しい例である。青銅器の銘文や『尚書』の「周書」部分などと照らし合わせると、欠失している第一簡（約三十字）には、時間・場所・人物に関する説明（西周時代の銘文によく見られる形式の例としては、「唯〇年△月干支、王在（場所）、（誰が誰に冊命を授けたか）」など）があった可能性が考えられる。また、本篇と『尚書』文侯之命とは冊命の形式と内容が似通っており、本篇は「命」の体裁を窺い知る上で極めて重要な資料である。簡文には、「大命を膺受し、駿として四方を尹す」（第二簡）、「汝呂丁、肇め文王を右け、毖みて厥の烈を光んにす。□武王は明刑を司り、厥の猷を釐め、祗みて上帝に事う。桓桓として丕いに敬い、嚴びて天命に將う。」（第二簡・第三簡。□は欠字）とあり、前者は周王が大命を受けて四方を正したと、後者は武王が「上帝」に事え、「天命」に従ったことを示している。周知のとおり、「大命」「天命」「上帝」「上帝」は青銅器の銘文や『書』『詩』などによく見られる語である。

さらに本篇には、周王から呂丁に授けられた車馬や器物などが詳細に記録されている。その際、まず、周王が呂丁に蒼珪、柎鬯一卣、路車、馬四匹、および衣裳や車馬に付ける装飾品などの器物を「易（賜）」う（下賜する）と述べられている。さらに、「薦彝」すなわち龍鬻・璉・鐘・鉦・盤・鑑・釜・簋・簠などの青銅器を「贈」と記載している。本篇においては、車馬や宝玉・装飾品などの器物には「易（賜）」字、青銅器には「贈」字が使用され、明確な使い分けがなされているようである。西周時代の冊命に関する銘文の中には「贈」字が使用されている例は極めて少なく、使い分けているわけではないとの意見もあるが、⁽⁴⁹⁾何らかの意図があるのではないかと筆者は考えている。この点については、別稿において改めて論じたい。

〔注〕

- (1) 竹簡には「乍臬」と記されているが、「乍」は「亡」の誤りである。「亡臬」は西周師詢簋(『集成』四三四二)や毛公鼎(『集成』二八四二)に見え、「無斁」と釈読でき、『毛詩』国風・周南・葛覃の「服之無斁」の句型と一致する。
- (2) この部分は文王の徳を指しており、『毛詩』周頌・維天之命に「於乎不顯、文王之徳之純。」とある。
- (3) 「膺受大命」は、西周乖伯鼎(『集成』四三三二)・五祀鉄鐘(『集成』三五六)・師克盃(『集成』四四六七―四四六八)・毛公鼎などに見える。大孟鼎(『集成』二八三七)には「不顯文王受天有大命」とあり、文王が大命を受けたことを言っている。
- (4) 大克鼎(『集成』二八三六)に、「吮(駿)尹四方」とある。
- (5) 「詛」は「恣」と釈読し、『説文解字』に「慎也。」とある。「光」は、『毛詩』大雅・韓奕の鄭玄箋に「榮也。」とある。
- (6) 整理者は、「明刑」の語句は、『毛詩』大雅・抑に見える。呂氏と刑法とは関係があり、『尚書』呂刑が参考になる。『尚書』康誥に「乃其速由文王作罰、刑茲無赦」とあり、これは文王の時に刑法典を作ったということである。『左伝』昭公七年には「周文王之法曰、『有亡荒閱。』」が引用されている、と述べる。整理者はこの部分を一文字の欠字と見なしているが、高佑仁氏が指摘するように、二文字が入ると考えられる。李松儒氏は、残存部分と文脈から、二文字目は「斌」であると推測しており、その解釈に従った。
- (7) 「釐」は、『尚書』堯典の孔伝に「治也。」とある。「猷」は、『爾雅』釈詁に「謀也。」、釈言に「圖也。」とある。ここでは、呂丁が刑法を司り、その画策を行ったことを述べている。
- (8) 「■」は重文符号。「桓桓」は、『尚書』牧誓の孔安国伝に「武貌。」とある。「苟」は「敬」と釈読する。大保簋(『集成』四一四〇)に「王降征命于大保、大保克苟、亡譴」とあり、この「苟」も「敬」と読む。
- (9) 「嚴」は、『礼記』学記の鄭玄注に「尊敬也。」とある。「將」は、『毛詩』周頌・我將の鄭玄箋に「猶奉也。」とある。
- (10) 「干」は、『説文解字』に「犯也。」とある。「敦」は、『殷墟卜辞では「辜」に作り、攻伐の意味がある(趙誠『甲骨文簡明詞典』、中華書局、一九八八年、三二九頁参照)。「殷受」は、『尚書』無逸は「殷王受」に作り、すなわち紂王のことである。
- (11) 「成」は、『説文解字』に「悉也。」とある。「成」字は丁声に従い、『国語』楚語上の韋昭注に「猶定也。」とある。「商邑」は、『尚書』

牧誓・酒誥および沫司徒疑簋(『集成』四〇五九)に見える。

(12) 「臧」は、『説文解字』に「善也。」とある。「耆」は、『左伝』宣公十二年の杜預集解に「致也。」とある。

(13) 「恤」は、『説文解字』に「憂也。」とある。「虔恤」の語は春秋金文叔尸鐘・罍(『集成』二七二―二八五)に見える。西周追簋(『集成』四二一九―四二二四)に「追虔夙夕恤厥死事」、痲鐘(『集成』二五一―二五六)に「今痲夙夕虔敬恤厥死事」とあり、意味もまた同じである。

(14) 「簡」は、『爾雅』釈詁に「大也」とある。「膀」(或いは「朔」に作る)は、金文では「薛」を多用し、また「膀」「𠂔」によって「父」と読み、この箇所では「果」と読み、『孟子』尽心下の趙岐注に「侍也。」とある。史牆盤(『集成』一〇一七五)に「方蠻無不覯見」とあり、「侍見」には朝見の意味がある。

(15) 「勤」は、『国語』晋語の韋昭注に「助我也。」とある。

(16) 『毛詩』大雅・蕩之什・江漢の「釐爾圭瓚、秬鬯一卣」、毛公鼎の「錫汝秬鬯一卣、裸圭瓚寶」は、同様の例である。『毛詩』大雅・蕩之什・崧高の申に封じた時の詩にも「賜爾介圭、以作爾寶」とある。

(17) 『毛詩』大雅・蕩之什・崧高に「王遣申伯、路車乘馬。」とあり、『公羊伝』僖公二十五年の何休解詁に「天子大路、諸侯路車。」とある。

(18) 「蕙衡」とは、市朝見や祭祀の際に衣裳の前面を蔽う服飾の上の玉飾であり、『礼記』玉藻に見える。「玉」の下の一字は「貫(環)」字の訛語である可能性がある。毛公鼎・番生簋(『集成』四三二六)に「蕙黄(衡)と「玉環」がある。

(19) 『周礼』司常に、「諸侯素旂」とある。「旂」は、旗竿の端に鈴を付けた旗。

(20) 「元」は、試みに「軓」と読む。『説文解字』に「車轅而持衡車、从車、元聲。」とある。『論語』為政に「大車無輗、小車無軓」とあり、字は「軓」(小車の轅の先端部に衡(横木)を取り付けるためのくさび)に作り、「元」に従い、「元」字に転じることが出来る。「筭」は、「積名」に「係也。」とある。朱筭はくさびがつながる部分の紅色の装飾であると見られる。

(21) 『毛詩』小雅・南有嘉魚之什・蓼蕭に「儻革」(たずな・くつわ)とあり、毛伝に「儻、轡也。革、轡首也。」とある。西周金文では「攸勒」等に作る。

- (22) この二字は「毛」に従い、毛織の品名であると見られる。
- (23) 「羅」は、すなわち「縠」(絹織物)であり、『淮南子』齊俗の高誘注に見える。「羅縷」とは樊縷(馬に付ける装飾、馬の腹や首に絡ませるひも、ひきづな)である。
- (24) 「鉤膺」(むながいの飾り。馬具の一つで胸から鞍橋(くらはね)を通し、前輪の鞍(しおで)に結ぶ紐)は、『毛詩』大雅・蕩之什・崧高に見え、毛伝に「鉤膺、樊縷也。」とあるが、簡文によるとおそらく実際には二つの物を指していると思われる。
- (25) 「纂」は、『説文解字』に「似組而赤。」(赤い平うちを組みひも)とある。「弁」は、『文選』張衡「西京賦」の薛注に「馬冠也。」とある。
- (26) 『説文解字』に「𨾏」字はあるいは「呢」に作り、この箇所「𨾏」はおそらく「柅」(車の下に置いて動き出さないように車を止めるもの、止め木)である。『周易』姤卦に「繫于金柅」、その孔穎達疏に「馬云、柅者、在車之下、所以止輪令不動者也。」とあり、柅は車馬に附属するもので、ゆえに簡文では車馬の下に並んでいる。
- (27) 「贈」は、『左伝』僖公二十三年の杜預集解に「送也。」とある。「薦」の字形と楚器昭王之譚盥(『集成』三六三四—三六三五)の「盥薦」字とは従うところが似ており、ここでも「薦」と読む。『爾雅』釈詁に「薦、進也。」、また「陳也」とある。「薦彝」とはすなわち祭祀で神に供える礼器である。
- (28) 「斲」字の従うところは兮甲盤(『集成』一〇一七四)の「斲」字であり、盤の銘文では「斲」あるいは「踐」と読み(劉釗『古文考釈叢稿』、岳麓書社、二〇〇五年、一四三—一四五頁)、ここでは試みに「斲」と読む。「毛詩」天保の毛伝に「斲、福也。」とある。その下の一字は残欠している。その下の「豚臠」は試みに「遂兆」と読み、『国語』晋語三の韋昭注に「兆、見也。」とある。
- (29) 「盥」字は圭声に従う字であり、同じく見母支部に属する「鬻」と読む。『説文解字』に「三足釜也。」とある。「龍鬻」とは器上にある龍形の紋飾を指す可能性がある。あるいは「鬻」の可能性もある(郭永秉「釈三晋銘刻」)。「鬻」字異体、『簡帛』第六輯、上海古籍出版社、二〇一一年)。
- (30) 「𨾏」は、清華簡『楚居』では「季連」の「連」と読み、ここでは「璉」と読む。『論語』公冶長に「瑚璉」(黍と粟を供える時にのせる、宝玉で飾った器)とあり、『論語集解』は包咸を引用して「瑚璉、黍稷之器。夏曰瑚、殷曰璉。」と言い、すなわち璉

- である。二〇一三年に陝西省宝鸡石鼓山四号墓で出土したものに周初の青銅盞があり、『中国文物報』二〇一四年一月三日陝西石鼓山考古隊報道「我国商周考古的又一重大发现」に見える。
- (31) 『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)の一〇八五五に觶があり、自ら「飲鐘」(鐘は、水を汲む器)と名付けている。
- (32) 「鉦」は、上下の文によるとおそらく軍用の楽器ではなく、同じく耕部に属す「盞」と読む可能性がある。青銅器で自ら「盞」と名付けているものは春秋時代の晋公盞(『集成』一〇三四二)であり、一種の盆形の容器である。
- (33) 「𠄎」字の上部はよく見られる「老」の旁とはやや異なり、この字は「旅」字の誤写である可能性がある。「𠄎」はすなわち「勺」(ひしゃく)であり、楚文字が「家」を「豕」と作り、「卒」を「𠄎」と作るのと同様の例である。『説文解字』に「勺、料也、所以挹取也。」とある。あるいは「勺」の音は禪母藥部であり、この箇所では精母藥部の「爵」(酒をつぐ容器)である可能性もある。西周晚期伯公父勺(『集成』九九三五—九九三六)では「爵」字を仮に「勺」としている。
- (34) この箇所の盞・鑑はみな水器であり、『左伝』莊公二十一年の「鞶鑑」とは関係がないと見られる。楊伯峻『春秋左伝注』(中華書局、一九九〇年、二二八頁)参照。
- (35) 『説文解字』に、「盞、器也。」とある。現在見られる西周青銅器の中で自ら「盞」と名付けているものは一種の盃である。馬承源主編『中国青銅器』(修訂本、上海古籍出版社、二〇〇三年)二四四頁参照。
- (36) 「盞」は、『説文解字』の「鑑」字に「酒器也。」とある。
- (37) 「匱」は、匚に從い、『説文解字』に「受物之器、讀若方。」とある。「雕」とは細かい模様が彫りつけてある四角い器物を指すと見られる。
- (38) 「鉗」が従うところの「𠄎」は『説文解字』の「𠄎」字の古文であり、「觥」字は『説文解字』の正体では「觥」に作り、すべて見母陽部の字である。
- (39) 「鐙」は、声に從い、「𠄎」と同じ喩母幽部に属す。
- (40) 「恣」は、「恪」であり、おそらく「格」と読み、器物を置く棚であるために諸器の下に並んでいる。
- (41) 「戒」は、『説文解字』に「警也。」とある。

- (42) 『尚書』高宗彤日に「民有不若德」(民には徳に従わないものがある)とあり、屈万里『尚書集解』では「若、順也。若徳、謂順從美德行事。」(一〇〇頁)と言う。『左伝』昭公二十六年の「王昏不若」と同じ意味である。
- (43) 「圃」は、字の中は「巾」に従っているようであり、すなわち「師」であり、心母脂部の字であり、おそらく「稚」と読む。「稚」字はあるいは「房」に従い、これも心母脂部にある。「稚童」は謙遜の語であり、『尚書』顧命では成王は自ら「在後之侗」と称し、孔伝では「侗」を「侗(稚)童」としている。「才」は、「茲」と読み、「茲憂」とは「憂茲」(これをうれう)の倒文である。
- (44) 「靡」は、『爾雅』釈詁に「無也。」とある。「非常」はすなわち『尚書』呂刑の「明明棐常」(不法を明察する)の「棐常」であり、『墨子』尚賢中は「棐」を引いて「不」に作り、孔伝などが「棐」を積して「輔」と読んでいるのは異なる。孫詒讓『墨子問詁』ではすでに「棐」はすなわち「非」であると指摘しており、簡文によるとその説が正確であることがわかる。
- (45) 「景」は、三体石経の「戚」字は古文では「遼」に作り、この箇所では「淑」と読み、『爾雅』釈詁に「善也。」とある。「章」は、明らかという意味であり、今は「彰」に作る。「速」が従うところの「虞」は、『古璽彙編』三一五九三晋璽に見え、その「虞丘」は「閭丘」と読むべきであり、齊陶文は「閭丘」に作る(王恩田『陶文字典』、齊魯書社、二〇〇七年、三〇五頁)。ゆえにこの箇所の「虞」はまさに「慮」と読むべきであり、『説文解字』に「謀思也。」とある。
- (46) 清華簡『繫年』第四章では、周初の分封について「旁設出宗子、以作周厚屏。」と記されている。「厚」は障壁(おおい守る)という意味もあると見られる。
- (47) 「勿」字の下の一文字は「灋(法)」であると考えられ、右側は当時の「智(智)」字の写法の影響を受けて誤写されており、この箇所では「廢」と読む。「勿廢朕命」の句は、大孟鼎に見える。
- (48) 「經」は、『爾雅』釈詁に「繼也。」とある。『尚書』康誥の最後に「乃以殷民世享」(殷の民とともに世々その国を受けるだろう)と言う。屈万里『尚書集解』に「世享、世世祭享、意謂永保其國也。」(一五九頁)とある。
- (49) 「贈」について、整理者は「指送行的禮贈」と言う。高佑仁氏は、青銅器の銘文に「贈」字を使う用例があることから、複数「賜」字を書くのを避けるために、後人が「贈」に改めた可能性がある」と指摘する(高佑仁『清華伍書類文獻研究』、四五頁、七三八頁)。

〔参考文献〕

- ・清華大學出土文獻研究與保護中心編・李學勤主編《清華大學藏戰國竹簡(伍)》、中西書局、二〇一五年四月。
- ・高佑仁《清華伍書類文獻研究》、万卷樓圖書股份有限公司、二〇一八年四月。
- ・李松儒《清華簡殘泐字辨析三則》、《古文字研究》第三一輯、二〇一六年一〇月。
- ・張富海《清華簡字詞補釋三則》、《古文字研究》第三二輯、二〇一六年一〇月。
- ▼清華大學出土文獻研究與保護中心 (<http://www.ctwx.tsinghua.edu.cn/>)
- ・清華大學出土文獻讀書會《清華簡第五冊整理報告補正》(二〇一五年四月八日)
- ・鵬宇《清華大學藏戰國竹簡(伍)》零識(二〇一五年四月一〇日)
- ・子居《清華簡《封許之命》解析》(二〇一五年七月一六日)
- ▼武漢大學簡帛研究中心「簡帛網」(<http://www.bsm.org.cn/>)
- ・程燕《清華五剝記》(二〇一五年四月一〇日)
- ・石小力《清華簡(伍)《封許之命》所載「朱旃」考》(二〇一五年四月二日)、「清華簡(伍)《封許之命》鈎・膺」補說」(二〇一五年四月一二日)
- ・何有祖《讀清華大學藏戰國竹簡(五)》札記(二〇一五年四月一二日)
- ・華東師範大學中文系出土文獻研究室《清華大學藏戰國簡(伍)》書後(一)(二〇一五年四月一二日)
- ・付強《封許之命》推測兩則(二〇一五年四月一二日)、「《封許之命》與史牆盤的「允尹」」(二〇一五年四月一四日)、「《封許之命》與青銅監的自名」(二〇一五年四月一四日)、「說清華簡(五)剝記一則」(二〇一五年四月一七日)、「由清華簡《封許之命》看周初分器的標準」(二〇一五年一月二六日)
- ・吳雪飛《清華簡(五)《封許之命》「戚章爾慮」句詁》(二〇一五年四月一七日)
- ・王挺斌《利用清華簡來解「詩經·魯頌·閟宮」三「寿作朋」》(二〇一五年四月二三日)
- ・王寧《再說「封許之命」的「呂丁」與「世俘」的「呂他」》(二〇一五年五月二一日)
- ▼復旦大學出土文獻與古文字研究中心 (<http://www.gwz.fudan.edu.cn/>)

- ・ 陳劍《清華簡〈伍〉与旧說互証兩則》(二〇一五年四月一四日)
- ・ 蘇建洲《封許之命》研読札記(一)(二〇一五年四月一八日)
- ・ 孟蓬生「釋清華簡《封許之命》的「冢」字——兼論「冢」字的古韻歸部」(二〇一五年四月二二日)
- ・ 王寧「讀《封許之命》散札」(二〇一五年四月二八日)
- ・ 侯建科「清華簡五《封許之命》篇集釈」(二〇一五年七月三日)
- ・ 金字祥「《清華五・封許之命》「𠄎」字芻議」(二〇一五年八月五日)

[附記]

本研究はJSPS 科研費 16K16701 の助成を受けたものである。

摘要

清华简《封许之命》初探

草野 友子

清华简第五册《封许之命》是周初封建许国的相关文献。本稿提出本篇的释读并且分析其思想内涵。

简文记受封者吕丁，辅佐文王、武王，襄助成王，因功受赏等事。篇中详细写明封赏的车马等器物，多可以和典籍、青铜器铭文对读。简文大致和西周金文册命铭文形式相同。册命本来是写在简册上的，只是西周、春秋时代的简册迄今尚无实物发现，本篇简文显得尤为珍贵。